

21 薬感第 36263 号
平成 21 年 10 月 30 日

各新型インフルエンザワクチン接種医療機関の長 様

香川県健康福祉部長
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種、及び低所得者の実費負担等について (依頼)

新型インフルエンザワクチン接種受託医療機関をお引き受けいただきまして、ありがとうございます。

厚生労働省から別添のとおり、「受託医療機関における新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種実施要領」及び「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要綱」の策定について通知がありましたので、お知らせします。同実施要領等に基づいて、適切に新型インフルエンザワクチン接種を実施くださいますようお願いいたします。

また、県内の低所得者(市町民税非課税世帯・生活保護世帯の方)が新型インフルエンザワクチンの接種を受ける場合、その費用を住所地の市町が全額負担します。香川県医師会と各市町が別添「香川県新型インフルエンザワクチン接種実費負担広域代理受領契約書」のとおり契約を締結していますので、香川県医師会の会員の医療機関におかれましては、市町が発行した低所得者である証明書を持参した接種希望者から、証明書(又は確認書等)を受け取り、接種費用を徴収せずに、証明書原本と予診票の写しを別添請求書に添付して、ワクチンを接種した月の翌月の10日までに各市町へ請求してください。また、別添予診票のとおり、厚生労働省の実施要領で定められている予診票様式の本人自署欄に「実費負担軽減者にあつては、本予診票の写しを市町に提出することに同意します」と挿入しましたので、今後予診票は、別添を使用くださいますようお願いいたします。香川県医師会の会員でない医療機関につきましては、市町への請求の方法等について低所得者の住所地の市町にご確認ください。

なお、今回の新型インフルエンザワクチンは、優先接種対象者(医療従事者～65歳以上の者)に対して、県が優先接種対象者ごとに定めた接種開始時期以降に接種できるものです。そのため、市町が発行した低所得者の証明書を持参した方についても、優先接種対象者が接種時期より前に接種の希望があつても、接種しないでください。また、低所得者への市町からの実費負担は、あくまで、優先接種対象者(医療従事者～65歳以上の者)のみを対象としたものです。仮に今後、優先接種対象者へのワクチンが余り、優先接種対象者以外の成人の健常者等に新型インフルエンザワクチンの接種が可能となることがあつても、低所得者への市町からの実費負担はありませんので、本人から実費を徴収していただくこととなります。

香川県では、別添のとおり「新型インフルエンザワクチンの接種について」(A3版)を作成しましたので、院内に掲示くださいますようお願いいたします。

なお、新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要綱、受託医療機関等における新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種実施要領、予診票の様式、低所得者の接種費用の市町への請求書様式のほか、今後の通知等については、香川県庁のホームページ(香川県庁-新型インフルエンザに関する情報-新着情報・更新情報(10月16日「医療機関の方へのお知らせ」)に掲載しますので、ご覧くださいますようお願いいたします。

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/hw-net/flu/>

(問合せ先)

香川県健康福祉部薬務感染症対策課

結核・感染症グループ

TEL 087-832-3303 (ダイヤルイン)

FAX 087-861-1421

MAIL : yakumukansen@pref.kagawa.lg.jp